

農耕用トラクター、フォークリフトなどの 小型特殊自動車のナンバー登録を



くわしくは 税務課 市民税係 ☎0288(2)5113

乗用装置のある農耕作業車(トラクター、コンバインなど)、フォークリフトなどの小型特殊自動車は、軽自動車税(種別割)の課税対象となり、公道を走らない場合や、現在使用していない場合でも、所有していることで課税の対象となります。

そのため、市に申告し、標識(ナンバープレート)の交付を受ける必要があります。

新車で購入した方や、標識の交付を受けていない農耕用作業車、小型特殊自動車を所有する方は、申告してください。

また、古い車両を破棄し、新しい車両に買い換えた場合、譲渡などにより所有者が変わる場合なども申告が必要です。

申告の手続き

ナンバープレートの取得手続きは、税務課および各行政センター市民サービス係で随時受け付けています。

表：小型特殊自動車の一覧

種類	要件
農耕用 <ul style="list-style-type: none"> 農耕用トラクター コンバイン 田植機 農耕用薬剤散布車 農耕用トレーラなど 	乗用装置があり、かつ時速35km未滿 大きさや排気量の制限なし
その他 <ul style="list-style-type: none"> フォークリフト ターレット式構内運搬車 ロードローラー シャベルローラー タイヤローラーなど 	乗用装置があり、下の4つの要件すべてにあてはまるもの <ul style="list-style-type: none"> 最高速度15km以下 長さ4.7m以下 幅1.7m以下 高さ2.8m以下

※農耕用やその他の特殊自動車で、上の要件を超える場合は、固定資産税(償却資産)の申告が必要です

屋外広告物のルール

9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間です

くわしくは 都市計画課 都市計画係 ☎0288(2)5102

屋外広告物とは

私たちの身の回りで屋外に表示されている看板やポスターなどです。常時、または一定期間継続して屋外で公衆に表示されるものであれば、営利目的でなくとも屋外広告物になります。

日光市屋外広告物条例

看板、ネオンサイン、張り紙などの屋外広告物は、私たちにさまざまな情報を提供し、街の活気にぎわいの演出などの役割を果たしています。しかし、それらが、無秩序に表示されると街並みや自然の美しさを損なう恐れがあります。また、管理がおろそかになると、落下などにより人に危害を及ぼす恐れもあります。

そこで市は、「日光市屋外広告物条例」を定め、良好な景観の形成や風致(自然の風景などの持つ趣や味わい)の維持、公衆への危害防止のため、市内を「禁止地域」「許可地域」「景観保全型広告整備地区」の3つに分け、自家用広告物、案内誘導板の基準を設けています。

屋外広告物の適正な管理

屋外広告物は、風雨や強い日差しにさらされています。表面はきれいでも、内部が劣化し、落下や倒壊の危険が高まっている可能性があります。日常の管理と定期的な安全点検をお願いします。台風や地震の後などにも速やかに点検をしてください。

また、廃業などにより表示する必要がなくなった屋外広告は、遅滞なく除却する必要があります。屋外広告物の広告主・管理者の方は、適正な管理に努めてください。



図：屋外広告物のイメージ

公民館をご利用してください

公民館は、生涯学習や地域づくりの拠点として、さまざまな教室や講座を開催しています。また、自主的に活動するグループや各種団体の学習会や研修会などの活動にも利用できます。

開館時間と休館日

開館時間

場所	開館時間
中央公民館	午前8時30分～午後10時
その他の公民館	午前8時30分～午後10時 (月曜日は午後5時まで)

休館日

場所	休館日
中央公民館	月曜日(祝日の場合は翌火曜日)、 年末年始
その他の公民館	祝日、年末年始

施設使用料

原則として有料です。使用する公民館によって使用料は異なります。

利用申し込み

事前に使用許可申請の手続きが必要で
す。受付時間内(午前8時30分～午後5
時15分)に利用する公民館へ申請書を提
出してください。

※電話では仮予約しかできません

利用の制限

営利目的の活動(塾・稽古ごと、企業
などの営利活動)、宗教的な活動、特定
の政党の利害に関する事業などには利用
できません。

問合せ ※市外局番は「0288」

施設名	電話番号
中央公民館 (今市公民館)	22-6211
落合公民館	27-1111
豊岡公民館	21-8216
大沢公民館	26-1975
小林公民館	26-8117
日光公民館	53-3700
清滝公民館	53-1010
小来川公民館	63-3111
中宮祠公民館	55-0078
藤原公民館	76-1200
三依公民館	79-0212
足尾公民館	93-3322
栗山公民館	97-1139
湯西川公民館	98-0026

勤労青少年ホームってなに？

市内で働く45歳未満の方に、さまざまな講座やイベントの機会を提供し、教養の向上や利用者間の活発な交流、余暇活動の充実を図っています。愛称は「サクシードにっこり」です！詳しくは中央公民館まで問い合わせてください。

▼どんな講座があるの？

令和4年度に開催した講座を紹介し
ます。

講座名	内容	開催日時
ゴルフ	握り方やフォームなどの基礎から丁寧に学ぶ講座です	5月12日～6月30日 (全8回)
バドミントン	バドミントンの基礎を学びながら、ゲームを通じて楽しく交流します	5月6日～6月24日 (全8回)
初めてのかんたんボクシング体験	フォームやパンチの打ち方を学びます。グローブをつけてのミット打ちは爽快です	8月25日～9月22日 (全4回)
ホームメイドパン＆ケーキ	アットホームな雰囲気の中、季節に応じたパンやケーキなどを作る講座です	6月15日～令和5年 1月18日(全8回)
油絵	油絵の基礎的な技法を学びながら、1枚の絵の完成を目指します	11月24日～令和5年 1月19日(全8回)

▼参加費は？

サクシードにっこりの登録料に、年間500円が必要です。なお、別途材料費などがかかる場合があります。

▼参加するには？

まずは中央公民館窓口でサクシードにっこりの登録をしてください。登録と同時に講座の参加受け付けもします。また、登録自体は後日申請書を提出する必要がありますが、講座への参加予約は電話やLINEでも受け付けています。※LINEの友達追加画面から、ID「@succednikko」で検索するか、二次元コードから追加



▼参加資格は？

市内在住または在勤する45歳未満の方が対象です。

▼講座はどうやって決まるの？

利用者の中から募った役員による「利用者会」が定期的に行う会議の中で、今後開催する講座を決めています。